



平成 29 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社力の源ホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 清 宮 俊 之
(コード番号：3561 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 C F O 粕 谷 進 一
(TEL. 092-762-4445)

株式分割、定款の一部変更及び配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、定款の一部変更及び配当予想の修正について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を目的とするものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 29 年 9 月 30 日（土曜日）（当日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は平成 29 年 9 月 29 日（金曜日））を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 11,377,000 株 |
| (平成 29 年 8 月 31 日現在) | |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 11,377,000 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | 22,754,000 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 82,400,000 株 |

(注) 上記の株式数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

- ① 基準日公告日 平成 29 年 9 月 15 日（金曜日）
- ② 基準日 平成 29 年 9 月 30 日（土曜日）（注）
- ③ 効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（日曜日）

(注) 基準日は、株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 29 年 9 月 29 日（金曜日）となります。

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、平成 29 年 10 月 1 日（日曜日）より新株予約権の 1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
2008年第1回新株予約権	50円00銭	25円00銭
2008年第2回新株予約権	50円00銭	25円00銭
2009年第2回新株予約権	50円00銭	25円00銭
2014年第1回新株予約権	530円00銭	265円00銭
2015年第1回新株予約権	530円00銭	265円00銭

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成29年10月1日(日曜日)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>41,200,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>82,400,000</u> 株とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 平成29年10月1日(日曜日)

4. 配当予想の修正について

今回の配当予想修正は株式分割に伴うものであり、前回予想に実質的な変更はございません。なお、株式分割は、平成29年10月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成29年9月30日とする平成30年3月期第2四半期の中間配当金は、株式分割前の株主が対象となります。

基準日	1株あたり配当金		
	第2四半期末	期末	合計
前回予想 (平成29年5月12日公表)	4円00銭	4円00銭	8円00銭
今回修正予想 (株式分割前換算)	4円00銭 (4円00銭)	2円00銭 (4円00銭)	— (注) (8円00銭)
前年実績 (平成29年3月期)	0円00銭	6円00銭 (普通配当 5円00銭) (記念配当 1円00銭)	6円00銭 (普通配当 5円00銭) (記念配当 1円00銭)

(注) 今回修正予想の合計につきましては、株式分割前の第2四半期末配当と株式分割後の期末配当であるため単純合計できませんので記載しておりません。

<ご参考>

株主優待について、当社は毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上保有の株主様を対象として株主優待を実施する予定ですが、今回の株式分割に伴う贈呈基準の変更は行わず、分割後の所有株式数に応じて、現行の贈呈基準により実施させていただきます。

以上